

公の施設の指定管理者制度運用指針

平成16年10月 4日

改正 平成20年11月10日

改正 平成25年 4月 9日

改正 平成29年 1月31日

I 運用指針の目的

多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、平成15年に地方自治法の一部改正が行われ、公の施設の管理・運営について、民間の能力を活用し、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを趣旨として、指定管理者制度が創出された。

指定管理者制度の導入・運用に関しての指針を定め、本制度の円滑な運用を推進することを目的とする。

II 基本的な考え方

指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者の選定に際して、この指針に基づき原則公募を行うとともに、選定過程や手続の透明性・公正性を高めていくために、外部の有識者等の参画による選定委員会を設置し、選定を行う。

移行の検討や実施は、当該公の施設を所管する所属が主体となってい、全体的な調整や統一的な考え方の整理、特に協議が必要な事項は行政経営会議で検討する。

III 指定管理者の選定の手続

1 指定管理者の要件

指定管理者の指定を受けようとするものは、次の要件を満たさなければならない。

- ① 市民等の平等な利用を確保できること。
- ② 施設の適切な維持及び管理を図ることができるとともに、その管理に係る経費の節減を図ることができること。
- ③ 安定して管理を行える物的能力及び人的能力を有していること。

2 指定管理者の選定の方法

(1) 公の施設の管理の代行については、原則として公募のうえ選定する。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① PFI法の活用により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合
- ② 施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- ③ 地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効果的、効率的に達

成することができる場合

④ その他、公募しない適切な理由がある場合

なお、公募によらず、指定管理者を選定する場合は、その理由を選定委員会に報告し、意見を聴かなければならない。

(2) 公の施設の性格、設置目的、関係法令による規則等に照らし、管理を代行する者の資格等に特別の条件を付する必要がある場合、条件を付して公募し、選定することができる。

⇒ (例) 社会福祉法人、非営利団体等

3 公募の実施方法

(1) 公募について

① 公募に当たっては、告示、ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用する。

② 公募期間は、1か月以上とする。

③ 公募施設について募集要項を作成し、次のような情報提供を行う。

施設名称・規模・施設内容、開館時間、休館日、指定管理者が行う業務の範囲、指定期間、指定管理料の上限額、法令等の規定、応募資格、応募窓口、応募期間、事業計画書様式、説明会の有無、応募方法、選考方法、審査基準、利用料金制の有無等

(2) 募集要項の作成について

募集要項の作成に当たっては、施設の設置の目的や施設の規模、市民サービスの向上など様々な観点から、次の点に留意する。

① 大規模な施設や複合施設など、応募のために十分な準備期間が必要と思われる施設については、十分な募集期間を確保する。

② 審査基準について、民間等のノウハウの活用と公共サービスの水準の確保に配慮し、単なる経費節減の配点が過大にならないようにする。

③ 業務範囲について、応募者の創意工夫、ノウハウが十分に発揮できるように性能規定の導入にも配慮する。

(注) 公募しない施設においても、上記、募集要項の内容に準じた書類を作成する。

4 選定委員会

① 外部の有識者等で構成する指定管理者選定委員会を設置する。

② 選定委員会は、応募者が提出する事業計画書等に基づき指定管理者を選定し、その結果を市長に報告する。

③ 選定に当たっては、住民の平等利用の確保、管理に当たっての費用、

効果，管理能力等の事項を総合的に勘案して決定するものとする。

- ④ 選定委員会は，市が公募によらず指定管理者を選定する際，その理由に対して意見を述べることができる。
- ⑤ 審議内容等選定委員会の運営については，原則非公開とする。
- ⑥ 選定委員会の運営要領は，別に定める。

(注) 選定委員会で選定された事業者等については，「指定管理者の候補」であり，議会の議決により指定管理者となる。

5 選定の結果

市長は，選定委員会の選定結果を応募者全員に通知するとともに，選定理由（報告書）をホームページ等で公表する。

6 応募がなかった場合等

応募がなかった場合又は指定管理者の要件を満たす団体がなかった場合においては，公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認める公共的団体等を指定管理者として選定することができる。

IV 指定後の手続

- ① 指定期間は，5年を標準とするが，施設の設置目的や実情等を勘案し，適切な指定期間を設定するものとする。
- ② 指定管理者との間において協定書を締結する。
- ③ 協定書には，施設の利用者等にかかる個人情報の保護及び施設の管理の業務に関して保有する情報の公開に対する指定管理者が行う必要な措置，施設や設備の原状回復の義務，事業報告書の提出期限，委託料の額，委託料の支払方法等を明記する。

V 直営施設への対応

現在，直営により運営している施設や新規に開設する施設についても，指定管理者制度を導入することによって，市民サービスの向上，行政運営の効率化等が図られる場合は，積極的に検討するものとする。